

他者の記憶：特集に寄せて

小早川 明良

本号のこの小さな特集では、当事者五人による朝鮮人に対する構造的な民族差別を議論する。五人の論者は、安錦珠さん、金尚均さん、金貴粉さん、文貞實さん、朴仁哲さんである。テーマは、戦時下から現代に及んでいる。

安錦珠さんの論文は、島根県山間部に強制連行、徴用などで炭坑やダム建設に従事させられた朝鮮人が、戦中から敗戦後にかけての日本帝国主義のエネルギー政策によって翻弄された史実を掘り起こした。日本帝国主義は、戦時において朝鮮人を木炭製造の労働に動員した。敗戦後、彼らの中から木炭製造を積極的にとらえ、自ら生産者となるものも現れた。それもまた、日本のエネルギー政策によるものであった。敗戦からの復興で、木炭生産は一時期好況を迎えるが、まもなく、1950年代のエネルギー政策の変化で衰退する。彼らは再び出稼ぎなどで、不安定な生活に陥った。その過程をヒアリングと緻密なデータで明らかにした。

金尚均さんは、京都朝鮮学校裁判の分析を切り口に、法学者の立場からヘイトスピーチを分析し批判する。他者への批判の自由は、憲法21条の表現の自由の保障を大前提としつつも、他人の名誉を毀損する場合には一定の制約を受けることを再確認する。そして、ヘイトスピーチは、「先入見による行為—偏見による行為—(制度的)差別行為—暴力行為—ジェノサイドがなすピラミッド」状の構造の一部であることを実証する。ヘイトスピーチには、「社会的排除と暴力犯罪の当然視・正当視の醸成」が存在する。金さんのヘイトスピーチ批判は、感情論ではなく、法学者としての慎重さをもって、立法による規制論に向かう。住むところがどこであろうと、そこに暮らす人々は、それぞれの歴史的、社会的背景が形成する属性と記憶によって構成されていると言えるのだろう。そのような人を他者が攻撃することは絶対に許されないのである。

自身が重ねたインタビューと資料によって、8名の在日朝鮮人ハンセン病患者のライフヒストリーを通してその苦悩の意味に迫るのは金貴粉さんである。戦前の在日朝鮮人の来日が「自由意志」であろうと、強制連行や徴用で暴力的に来住させられた人々とかかわらない。なぜなら、日本の植民地となった祖国では、命を繋ぐことすら容易ではなかったからである。金貴粉さんは、朝鮮人にハンセン病がより多く発症した理由を、彼ら彼女らの生活水準をより低く押し下げられていた植民地政策にあったと弾劾する。栄養が不足しがちで衛生状態が悪い場所における生活を強制されたのであった。罹患がわかると、在日朝鮮人ハンセン病患者は、日本人患者と同様に「療養所」へ強制的に収容されが、「解放後」の年金受給は、日本人と同じ経験があったにもかかわらず、日本人同様とはならなかった。彼ら彼女らの二重、三重にも及ぶ抑圧のなかの「生」は、とくに女性患者にとっては女性としての被抑圧が加わり、さらに深刻な命の危機にさらされたことを金貴粉さんは予見させる。

鄭商根(チョン・サンゲン)さんとは誰なのか。鄭商根さんは1942年、日本軍軍属として徴用され、連合軍の攻撃で右腕切断と聴力障害を負う被害にあった。これにたいして、1991年「戦傷病者戦没遺族等援護法」に基づく障害年金支給を求め大阪地裁に提訴した。それは、鄭さんが独りで始めた日本の戦争責任を問う闘いであった。訴訟は棄却され、鄭さんは、大阪高等裁判所に控訴したが、その途中亡くなってしまう。公判闘争は、韓国在住の子息、鄭奭鎮(ソクチン)さんが引き継いだ。公判を支える市民運動が高まる中の2001年4月、日本政府は特別立法によって、援護法の対象外である在日朝鮮人戦傷病者に400万円、遺族には260万円の弔慰金を支払う決定を行った。しかし、遺族が韓国在住の鄭さんは、その対象外とされた。支援運動は、戦後補償の実現(PALAM基金を集め、「市民戦後補償金」として届ける)運動へと展開する。そこには、当事者である戦争被害者の在日一世と在日三世たちとの出会いと記憶としての「歴史」があった。文貞實さんは、鄭商根さんの闘いから、在日朝鮮人が、世代を超えた普遍的な共感と闘争の記憶を継承するという「歴史実践」について明らかにした。

朴仁哲さんは、現在の中国に生活している朝鮮人「満洲」移民一世の世界を論じた。19世紀後半から20世紀半ばまでの約100年間に満洲在住朝鮮人が強制された国籍は、朝鮮、大韓帝国、清朝、中華民国、日本、「満洲国」、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、さらにロシアまで加え

れば、実に10以上になる。この事実は、長期に及んだ満洲をめぐる国際関係の激しさと、それに翻弄される満州在住朝鮮人の現実をそのまま表現する。朴仁哲さんは、帝国日本時代、中国の東北三省に住んだ朝鮮半島から中国に移住した移民一世たちに注目する。彼ら彼女らの居住地は、土城とその外には外濠で囲まれ、さらに鉄条網が張られた「集団部落」と呼ばれるコミュニティで、内部と外部との接触が禁じられていた。朴仁哲さんは、そのような過酷な環境で生き抜き、かつ日本の敗戦後も、その土地で、過去の移民体験を引きずりながら生きる道を選択せざるを得なかった人々の記憶、「生きられた歴史」にせまる。

本特集のキーワードを筆者なりに見出すとそれは、「記憶」であるように思える。そして、その記憶(の主体)は、執筆者たち自身に存在しない。日本という主体によって強制された被害当事者の記憶である。そしてそれは、集合的記憶といえるだろう。またその記憶は、在日朝鮮人のみが共有できる記憶である。さらに踏み込んで述べると、この小特集の論者たちは、当事者でありながら、対象者にとっては他者として、その記憶に向き合っているのである。論文に登場する直接の体験者ではない在日三世たちは、この五名の論者たちが一世の「生」を、おそらく限られた記録から抜粋し、再読し、それに他の「事実」の記憶を選択して再解釈した結果を、さらに解釈し集合的記憶として獲得するのだと考える。

日本人であるわれわれは、彼らの記憶を共有できない。しばしば、在日朝鮮人世界と被差別部落民世界がその空間を共有し、なにがしかの連帯が生まれたという「事実」が強調される。たとえば映画、『私のはなし 部落のはなし』のように、在日朝鮮人が多く暮らす京都D地区被差別部落であるS地区が住民運動で良好な関係を構築したと強調する。そのような一面はあったのだろう。だが、S地区に住んだ経験がある筆者は、両者間にあった如何ともしがいが軋轢を知っている。双方が共感をもって日常生活世界を生きていたわけではなかった。被差別部落に在日朝鮮人が暮らした事例は少なくはない。だがそれは、仕事と住まいを見つめる際に発生する国家主体による被差別部落と在日朝鮮人世界の構造的問題であり、当事者間の共感という主観の問題ではない。より激しい対立が発生したのもまた事実なのである。全国水平社は、最初から民族排外主義的であったし、その時代の、例えば広島県のある地域では暴力的な対立もあった。

忘れてはならない。彼ら彼女らは、たとえ、「自由意思」で日本にやってきて戦後も日本に暮らすのは、それを選択しないと生きられない植民地主義の結果である。敗戦後はポストコロニアリズムがあったからである。小特集の論文を拝読し、あらためてこのことに気付かされた。同様に、どのような理論と実践が、お互いの間に真の共感と連帯を構築することが可能になるのかという議論の重要性を再確認できた。なお、この小特集は、当初、在日朝鮮人被爆者の問題もテーマとしたいと考えた。しかし、この避けて通れない問題にアプローチできなかったことは残念でならない。

(こばやかわ あきら 広島部落解放研究所)